

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和50年10月ごろに、当時住んでいた社宅の友人に勧められ国民年金の加入手続を行うと同時に付加年金の加入手続を行った。申立期間は、国民年金に加入して2回目の納付であり、加入手続を行って間もない時期に保険料を納付しなかったとは考えられない。どこで加入手続を行ったか、どこで納付したかは記憶にないが、国民年金の加入を勧めてくれた友人と一緒に納付していたことは憶えている。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はなく、第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の大半の保険料を付加保険料も含めて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立人に国民年金の加入を勧めてくれた友人と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の友人の申立期間の保険料は納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間及び51年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和51年7月から同年10月まで
④ 昭和55年11月から56年3月まで

私と妻の国民年金の加入手続は、店の経営を始めた34、35歳ごろに、私又は妻が、区役所の出張所で行ったと思う。国民年金保険料は、納付方法や金額については記憶がないが、妻が、私と妻の二人分を一緒に納付していたはずである。私が転職した際にも、私又は妻が、国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと思う。申立期間について、一緒に納付していた妻は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③については、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているところ、申立人の妻は、自分が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた旨証言している上、申立期間③の申立人の妻の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間①及び④については、オンライン記録によれば、この期

間の国民年金被保険者資格の確認は、平成2年7月にさかのぼって行われており、申立人の所持する年金手帳でも、資格取得日が後から訂正、追加されている形跡がうかがえることから、申立期間①及び④については、その当時、未加入期間とされていたことが推認される。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び切替手続は、申立人又は申立人の妻が行ったと思うと主張しているが、申立人の妻は、加入手続等は申立人が行ったと述べており、その後申立人は、加入手続等を誰が行っていたか分からないと述べるなど、加入手続等の状況が不明であるところ、申立期間②及び③については、その直前の国民年金保険料が納付済みとされていることから、確かに加入手続を行っていたことがうかがえるものの、申立期間①及び④については、直前が厚生年金保険被保険者期間であることから、この期間についての国民年金の切替手続の状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの期間及び51年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年3月まで

私は、昭和50年10月に区役所に行き、国民年金へ任意加入した以降、欠かさず国民年金保険料を納付してきた。60歳以降も継続して任意加入の上、65歳になるまで空白なくきちんと納めてきたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である上、その前後の期間の保険料が納付済みであるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、自ら進んで国民年金に任意加入しており、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、60歳到達後も引き続き任意加入し、65歳まで保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと思われ、こうした申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3421

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月及び同年9月

私の夫が昭和48年8月に会社を退職したことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、私が区役所に国民健康保険の加入手続に行き、その際、窓口の職員に勧められたことから、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に夫婦二人分を窓口で確かに納付したはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が昭和48年8月に会社を退職し、同年10月に再び厚生年金保険の被保険者となるまでの間に国民年金に加入したとしているところ、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日から同年9月であると推認され、この申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人が所持している国民年金手帳の記載から、申立人の夫が昭和48年10月に厚生年金保険の被保険者となった際、申立人が国民年金の資格喪失手続を行ったことは明らかであり、国民年金の加入手続と資格喪失手続の双方を行いながら、この間の保険料を未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3422

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月及び同年9月

私が昭和48年8月に会社を退職したことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、私の妻が区役所に国民健康保険の加入手続に行き、その際、窓口の職員に勧められたことから、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に妻が夫婦二人分を窓口で納付したはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとするその妻は、申立人が昭和48年8月に会社を退職し、同年10月に再び厚生年金保険の被保険者となるまでの間に国民年金に加入したとしているところ、申立人の妻が加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得日から同年9月であると推認され、この主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人が所持している国民年金手帳の記載から、申立人が昭和48年10月に厚生年金保険の被保険者となった際、申立人の妻が国民年金の資格喪失手続を行ったことは明らかであり、国民年金の加入手続と資格喪失手続の双方を行いながら、この間の保険料を未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 2 月まで

私は、両親から年金制度の大切さを繰り返し聞かされていたので、昭和 58 年 1 月に結婚したことを機に、同年 3 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行った。

加入手続の際に、未納となっていた昭和 58 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料をさかのぼって納付し、加入手続後の国民年金保険料については、納付書により自宅近くの郵便局か金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月までの期間について、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日は 59 年 3 月 7 日とされているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日は「昭和 58 年 3 月 7 日」と記載されている上、申立人は、同日に国民年金に任意加入していることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は 58 年 3 月と考えるのが合理的であり、加入手続を行ったにもかかわらず、その後 1 年間に渡り国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、その標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付できる十分な資力があつたものと推認できる上、その夫は、「妻（申立人）は、結婚後しばらくして国民年金の加入手続を行い、未納がないように保険料を納付してい

た。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 2 月までの期間について、申立人は、同年 58 年 3 月に国民年金の加入手続を行った際にさかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は昭和 58 年 3 月と推認できる上、申立人は同年 3 月に国民年金に任意加入していることから、当該期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に妻を伴って市役所に行き、夫婦二人分の国民年金加入の手続を行った。

この際、対応した男性職員に「2年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができる。一括だと大変なので分割で納付するようにしましょう。」と言われ、後日送付されてきた納付書で納付した。

納付書は、1 万 1,000 円くらいの金額が記載されたものが、3 枚ほど送付されてきたと思う。

加入手続を行った以降の保険料については、妻が欠かさず夫婦二人分を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人が加入手続を行ったのは同年同月であることが推認できることから、申立人の主張には不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に対応した市の職員から、国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付できること、及び一括だと大変なので分割で納めるように言われたこと等を具体的に記憶しており、その妻も申立人の記憶に沿った証言をしている。

さらに、申立人が記憶している分割納付用の国民年金保険料の納付書に記載されていた金額の合計は、申立人の加入手続月と推認される昭和 53 年 8 月時点で納付可能な 51 年 7 月から 53 年 3 月までの過年度保険料をさかのぼって納付した場合の金額とおおむね一致することから、申立人は加入手続を行ったと推認される同年 8 月に、その時点で納付可能な 51 年 7 月以降の国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えるも、特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った以降は、未納がなく、昭和 57 年度以降においては、一部の期間を除いて前納で国民年金保険料を納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年9月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月
② 平成元年6月から2年6月まで

私の夫は、昭和51年9月に私の国民年金の任意加入手続を市役所の支所で行い、その際、付加年金にも加入した。申立期間①の定額保険料及び付加保険料は納付書により金融機関で納付した。申立期間②については、私の夫が国民年金保険料を納付するために社会保険事務所（当時）に行った際、同所の職員から、「もう払わなくても年金がもらえるけれども、多くもらいたいのなら続けて払ったほうがいいですよ。」と言われたことから、その後も保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間②については、私の夫が、夫婦2人分の保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間①の定額保険料及び付加保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の夫は、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の定額保険料及び付加保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当時、同支所で国民年金の加入手続を行うこと及び納付書により金融機関で保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない上、当該期間は、1か月と短期間である。

また、申立期間①については、国民年金の任意加入手続を行った当初であるととともに、申立人が所持する年金手帳には、昭和51年9月4日に任

意加入し、「被保険者となった日」欄に付加保険料を意味する「附」のスタンプが押印されていることが確認できることから、任意加入手続を行ったにもかかわらず、当該期間の定額保険料及び付加保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人の夫が申立人の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その夫は申立人の国民年金の任意加入の手続及び保険料の納付についての具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間②を除く国民年金の資格得喪手続を行ったことについては記載されているが、申立期間②については、任意加入手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 9 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 10 月に結婚後しばらくは国民年金に加入していなかったが、58 年ごろに夫と二人で市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口の担当者からさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、納付できる期間の納付書を送ってもらい、後日、自宅近くの郵便局でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、58 年 8 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの郵便局でまとめて納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できるとともに、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 21 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3427

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月まで

私は、大学院を卒業した昭和 63 年 4 月ごろ、私の父親に勧められて区役所の支所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の父親が、毎月区役所の支所で納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親が区役所の支所で納付していたと主張しているところ、当時、同支所での現年度保険料の納付は可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が大学院を卒業した昭和 63 年 4 月ごろ、音楽教師をしていた申立人は収入が不安定であったこともあり、父親に勧められて国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確であること、申立人が加入手続を行った際に受け取ったとする年金手帳は、申立期間当時の手帳の様式と一致していること、及び平成 4 年ごろに行われている申立人の国民年金の加入手続について、申立人の父親は申立人がそれ以前に国民年金に加入していたことを認識した上で改めて自分が申立人の国民年金の加入手続を行ったと証言していることから、申立人及びその父親の記憶は具体的かつ鮮明であり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立人が結婚するまでの期間のうち、申立期間を除いた申立人の国民年金加入期間に

ついて保険料をすべて納付している上、その妻の国民年金の任意加入期間についても保険料をすべて納付していることが確認できることから、家族に係る保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 45 年 2 月ごろ、祖父が実家の所在する市か社会保険事務所（当時）に行き加入手続きを行うとともに、保険料についても私が結婚するまで納付してくれたと思う。申立期間の国民年金保険料の納付については、どのように納付したかの記憶が定かでないが、結婚後は夫が仕事で忙しかったので、すべて自分が行ったと思う。国民年金加入時から 2 か月分の国民年金保険料を納付した後に、申立期間の 1 年間だけが未納とされているのは不自然であり、納付しない理由もないにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、結婚を機に申立期間直前の昭和 45 年 3 月に国民年金被保険者種別を強制加入から任意加入に変更していることが認められることから、結婚後においても申立期間の保険料を納付する意思があったものと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて、申立人の夫は当時における厚生年金保険の標準報酬月額からみて、申立人の国民年金保険料を納付するだけの十分な資力があったものと考えられる。

さらに、申立人が現在所持している国民年金手帳の記載から、申立期間において住所変更手続きを適切に行っていたものと考えられること、及び申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっていることなどから、申立人は、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 2 月に結婚したが、その後すぐに夫が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

国民年金保険料は、3 か月ごとに、送られてきた納付書に現金を添えて、夫が、夫婦二人分を一緒に区役所で納付してきた。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月ごろに、申立人の夫が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫が、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、自分が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間当時は、夫婦二人分と自分の母親の 3 人分の保険料を一緒に納付していた旨証言している上、申立人の夫及びその母親の申立期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、35 年以上に渡る国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人の夫が経営していた飲食店は繁盛していたとしており、国民年金保険料を納付するだけの資力があったものと推認されるところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間直前の昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの保険料は、第 2 回特例納付により納付されたこととされているが、その当時、申立期間が未納であったとすれば、わずか 4

か月分のみ特例納付を行い、その時点で過年度納付が可能であったと考えられる申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 36 年ごろに私の母親に勧められて国民年金に加入した。当初は国民年金保険料を納付していなかったが、2 年間分の保険料をさかのぼって納付した後は、未納がないように納付し続けたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていること、及び申立期間③が申請免除期間で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金に加入当初、国民年金保険料を納付していなかったが、最初に 2 年間分の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの 1 年間分の保険料が追納されていることが確認できることから、その直前となる申立期間①のうち、38 年 4 月から 39 年 3 月までの 1 年間分と併せた 2 年間分の保険料を納付したものと推認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみ保険料を納付していなかったとするのは、不自然である。

2 申立期間③は申請免除期間とされているものの、申立人は免除申請の手続きを行った記憶はない上、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立

人の夫は保険料を納付していることが確認できることから、申立人のみ免除申請の手続きを行い、保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立期間③の国民年金の保険料額については、納付済みとなっている当該期間直後の保険料月額よりも安価であること、及び申立人の夫は同期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である上、申立期間③については、12か月と短期間である。

3 一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付方法や納付金額等についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間について、申立人は、国民年金に加入した当初は国民年金保険料を納付せず、2年間さかのぼって納付したと証言していることから、同年4月以降の期間を除く申立期間の保険料は納付していなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間①のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間②については、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納期間である。

加えて、申立人は、申立期間②当時は同一区内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を適切に行っていなかったとは考え難い

その上、申立人が申立期間①のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から同年12月まで

私は、昭和40年4月に結婚した後、しばらくしてから私の夫に勧められて区役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に自宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料と一緒に納付した夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の夫は申立期間と同期間において国民年金に加入しているとともに、保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、当該期間について申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3432

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで

私が 20 歳になったところに、母親が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間の国民年金保険料については、加入手続後に、母親がさかのぼって納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間である。

また、申立人は、20 歳になったところに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、加入手続後にさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の加入者の納付記録から、昭和 42 年 3 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間のうち、39 年 6 月から同年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であるが、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立人の母親が申立期間の保険料を過年度納付により納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親も国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を完納していることから、両人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から44年9月まで

私の国民年金の加入手続は、私の兄が行い、国民年金保険料も、兄が結婚するまでは兄が、結婚後は義姉が納付してしてくれたと、兄が亡くなった昭和45年6月に義姉から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の国民年金加入手続は、申立人の兄が行い、申立人の兄が結婚するまでの期間の申立人の国民年金保険料は、申立人の兄が納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年4月に兄妹連番で払い出されていることが確認でき、同年4月から申立人の兄が結婚した40年2月までについては、申立人が厚生年金保険に加入している期間も含めて保険料が納付されていた上、申立人の兄の同期間の保険料は納付済みとされていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立人の兄が結婚した後は、申立人の義姉が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の義姉は、「いつまでかは憶えていないが、申立人の兄に頼まれて、申立人の保険料を納付していた。」と証言している上、申立期間の申立人の義姉の保険料は納付済みとされており、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の住所は、申立期間の途中の昭和43年12月までは、申立人の兄夫婦と同じ町内であったと推認できることから、申立期間のうち、42年5月から43年12月までは、申立人の義姉が、申立人の国民年金保険料を納付

したと考えるても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立人自身は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の義姉は、申立人の保険料を納付していた記憶はあるが、いつまで納付していたかについての記憶がなく、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の住所は、申立期間の途中の昭和 44 年 1 月以降は、申立人の兄夫婦と同じ町内にはなかったものと推認できることから、それ以後の期間まで、申立人の義姉が、申立人の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 5 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月1日から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年12月5日まで
私は、A社に昭和30年11月1日から36年10月12日までの期間勤めていたのに、厚生年金保険の記録では、30年11月1日から32年12月5日までの期間が抜けているので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和32年6月1日から同年12月5日までの期間について、同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

また、オンライン記録からA社は昭和32年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

さらに、当時の従業員の証言から申立人と同様の業務をしていた従業員のほぼ全員である17名に新規適用日である昭和32年6月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月1日から同年12月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事

し、申立人の年齢に近い同僚の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡しており、後任の事業主は当時の資料が確認できないため不明としており、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る事業主からの届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から申立人に係る厚生年金保険の資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和30年11月1日から32年6月1日までの期間については、A社が適用事業所となる前の期間に当たり、同僚の供述から適用事業所の要件を満たす従業員がいたものと推測されるが、32年4月ごろ入社したとする従業員に照会しても「事業主により昭和32年4月及び5月分の給与から厚生年金保険料を控除する、控除しないと言う話を聞いていないし、厚生年金保険料が給与から控除されていたかについては覚えていない。」としており、給与から厚生年金保険料が控除されていたことの供述が得られなかった。

また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料を保管していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を平成15年7月9日は68万1,000円、15年12月9日は68万1,000円、17年7月8日は68万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日
② 平成15年12月9日
③ 平成17年7月8日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（平成15年7月9日は68万1,000円、15年12月9日は68万1,000円、17年7月8日は68万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が「資料は無いものの、賞与支払届の提出を失念したものである。」と回答していることから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和54年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から54年3月21日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、A社の資格喪失日が昭和53年11月30日となっているが、退職したのは54年3月20日である。53年分源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和53年11月30日となっているが、当該処理が行われたのは同社が適用事業所に該当しなくなった日(昭和54年3月31日)の後の54年4月9日であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

一方、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された源泉徴収票から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚から「自分も資格喪失日には退職していない。」、「事業所は保険料を滞納していた。」、「倒産間近は保険料を控除しても、事業所が納付していなかった。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和54年3月21日であると認

められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和53年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、46年12月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C支店から同社D支店の転勤の際及び退職の際の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の社員コードリスト、雇用保険の記録及び同社の給与計算が本社一括で行われていたことから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和44年3月の随時改定の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを

同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社の社員コードリスト及び雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和46年12月30日と記載されており、離職日の翌日とする厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、平成 7 年 8 月 1 日から 15 年 1 月まで A 社に勤務した。平成 8 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額が低く記録されている。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 8 年 4 月から同年 7 月について 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないと回答していることから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に平成4年11月1日に入社し、8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につ

いて納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に平成元年3月27日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和63年3月22日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料について納

入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和61年3月24日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和58年3月26日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和53年3月27日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和53年3月27日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る被保険者記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月30日から同年4月1日まで

私はA社に昭和 45 年4月1日に入社し、平成8年4月1日付けでB社に転籍になるまで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が欠落している。

被保険者資格喪失年月日の届出の誤りについては会社も認めているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主が提出した人事異動の告示から、申立人が申立期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主が提出した賃金台帳で、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、36万円とすることが妥当である。

また、申立期間について、事業主は申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を平成8年3月30日として提出したと回答しており、その結果、社会保険事務所は同年3月の厚生年金保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和20年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月28日から同年4月1日まで
大正15年にA社に入社以来、昭和47年に退職するまで、一貫して同社に勤務しており、一度たりとも休職あるいは中途退職をしていない。
厚生年金保険の記録によると、昭和20年3月28日にA社本社で被保険者資格を喪失し、同年4月1日に同社C支店で同資格を取得したこととなっており、1か月間が欠落しているのは不自然であり、何らかの単純ミスとしか考えられない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録には、転勤との記載が確認できること、及び申立人の妻は、申立人が同社に継続して勤務していたと証言していることから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和20年4月1日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社における昭和20年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、180円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か、申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の保険料控除額から平成17年7月15日の標準賞与額は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成17年7月15日の標準賞与額に係る記録を55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月15日

私は、A社に勤務しているが、平成17年7月の賞与について、厚生年金保険料は賞与から控除されているのに、年金記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に保管されている平成17年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前記の賃金台帳の賞与額から55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年3月22日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月13日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間のうち、25年4月1日から同年6月1日までの期間について、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年3月1日から24年8月1日まで
② 昭和25年4月1日から同年6月1日まで

申立期間の年金記録が間違っているため、申立期間後に勤務したB社に問い合わせをしたところ、同社に保存された従業員台帳があり、記載されている職歴は厚生年金保険被保険者記録と相違する内容であった。この従業員台帳に書かれているC社に勤務していた昭和21年3月1日から24年8月1日及び25年4月1日から25年6月1日までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人はB社が保存する従業員台帳により、当該期間はC社に勤務していたと述べている。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が、A社において、昭和25年3月22日に資格を取得し、同年6月13日に同資格を喪失している記録が確認でき、当該記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和25年3月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年6月13日に同資格

を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、B社が保存する従業員台帳により、当該期間はC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンラインの記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立期間①当時の状況を申立人や家族から確認することもできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和40年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年3月から同年7月までは1万円、37年8月から38年9月までは1万2,000円、38年10月から39年9月までは1万4,000円、39年10月から40年7月までは1万6,000円、40年8月から同年11月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月7日から40年12月21日まで
私のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録は、社会保険庁（当時）によると昭和34年3月23日から37年3月7日までとなっているが、私は、40年12月20日まで在職していたので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び在職証明書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社では、被保険者ごとに健康保険厚生年金保険管理簿を作成し、在職期間中の被保険者資格情報を管理していると回答しているところ、同管理簿によると、申立人は昭和34年3月23日に資格取得、40年12月21日に資格喪失となっていることが確認できる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は昭和37年3月7日に資格喪失と記録されているところ、当該被保険者名簿において、申立人の一欄上の同僚も同日に資格喪失と記録されており、当該同僚は、資格喪失後である同年10月1日、38年10月1日、39年10月1日にそれぞれ定時決定の記録があるが、同社保管の健康保険厚生年金

保険管理簿によると、資格喪失日は37年3月7日と記録されている。

このことについて、日本年金機構の管轄年金事務所は、「申立人と上記の同僚を取り違えて標準報酬月額の時決定を記録し、申立人の資格喪失日を誤った可能性が大きい。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがわれ、申立人の資格喪失日は、B社の健康保険厚生年金保険管理簿における資格喪失日である昭和40年12月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の一欄上の同僚の申立期間に係る時決定の記載及び申立人と一緒に仕事をしていた同年代の同僚の標準報酬月額から、昭和37年3月から同年7月までは1万円、37年8月から38年9月までは1万2,000円、38年10月から39年9月までは1万4,000円、39年10月から40年7月までは1万6,000円、40年8月から同年11月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和44年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月27日から同年12月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社C支店の資格取得日が昭和44年12月1日となっているが、実際は同年11月27日に転勤し、1日も間を空けず継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の保管する人事記録、健康保険組合加入記録及び雇用保険記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年11月27日に、同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情事はないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から49年3月まで

私が昭和39年*月に20歳になった際、母親が国民年金に加入したほうがよいと言って私の国民年金の加入手続を行うとともに、その後の国民年金保険料も納付してくれた。保険料については自宅に集金人が来ていたこと、最初は月額100円だったこと、及び後に100円ずつくらい値上がりしたことを記憶している。申立期間当時から同居していた3番目の姉は、20歳から60歳まで40年間保険料を完納している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年*月に20歳になった時、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に当時同居していた2人の姉たちの分と一緒に、申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していない上、加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が20歳になる前に結婚して別世帯となっていた長女も含め、申立人の3人の姉たちは、いずれも、制度発足時又は成人直後に国民年金に加入していないことが確認できるところ、3人の姉たちは、自分たちの国民年金の加入時期や保険料の納付開始時期が一致しないことについて、その具体的な理由については分からないとしていること、申立人と同様に家業を継いだその弟も成人直後に加入手続が行われていないことを考え合わせると、申立人の母親が、申立人だけを20歳から国民年金に加入させた上で保険料の納付を開始したと推認することは難しい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の過半の保険料は時効により納付することができない上、申立人は、その母親からさかのぼって保険料をまとめて納付したという話を聞いた記憶はないとしている。

加えて、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述によっても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 60 年 3 月まで

私が 20 歳の時、父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、父親は、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月ごろ、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の妹と二番違いで 60 年 10 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料と一緒に申立人の妹の保険料も納付していたと主張しているが、その妹も、申立期間の保険料が未納とされている。

加えて、申立人は、口頭意見陳述において、申立人の父親の昭和 54 年から 62 年までの確定申告書（控）を提出し、その当時、申立人のほか、その両親及び妹の家族 4 人分の国民年金保険料を計上していたと述べているが、この申告書の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の記載があるものの、一人分又は二人分の保険料額のみ記載されていることが確認できることから、その申告書に記載された金額は、現に保険料が納付済みとされている父親の保険料又は両親の保険料であったものと推認できる。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3436 (事案 1729 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年ごろ、国民年金に加入していなかった人も、さかのぼって国民年金保険料を納付することができる最後の機会だと世間で騒がれていたので、同年 6 月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を一括して 60 万円前後納付した。知人も、私が申立期間の保険料を納付したことを知っている。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初の申立てにおいて、口頭意見陳述を実施しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする心証を得ることができなかつたことなどから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、特例納付の納付期限に間に合うように加入手続を行いながら、特例納付しなかつたとするのは不自然であること、知人は申立人が特例納付したことをはっきり知っていることなどを主張しているが、今回の口頭意見陳述において、申立人が特例納付したことを知っているとする知人から、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言を得ることができないなどのことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立期間の保険料を納付したことを示す新たな資料の提出も無いことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から53年3月まで

私は、昭和53年ごろに市役所の担当者から国民年金に加入するように勧められ、国民年金の加入手続を行った。その際、市役所の担当者から、さかのぼって保険料を納付する制度と保険料額の説明を受けた。その後、市役所の窓口で申立期間の保険料として40万円弱を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろ、国民年金の加入手続を行った後に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人が納付したとする金額は、実際に申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳に記載されている被保険者資格取得日が昭和40年8月となっていることから、その時点までさかのぼって国民年金保険料を納付したなどと主張しているが、いつからいつまでの期間の保険料を納付したかについての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても具体的に申立期間の保険料納付を裏付ける証言を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から47年3月まで

私の国民年金手帳の発行時期が、昭和45年1月となっていることから、このころに私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の私の母親の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、国民年金の資格取得時期が、昭和43年1月であることから、申立人の母親が、その時点までさかのぼって国民年金保険料を納付したと思うと述べているが、この資格取得時期は、強制加入期間の初めまでさかのぼることから、この資格取得時期をもって、その時期までさかのぼって保険料が納付されたと推認することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3439

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 2 月まで

私 (申立人の妻) の夫は、昭和 63 年 2 月に会社を退職したので、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、夫が自分で納付していた。

申立期間について、私の国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、夫が未加入とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 63 年 2 月に会社を退職したので、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、申立人が、国民年金の加入手続をいつ、どこで行い、申立期間の国民年金保険料をいつ、どこで、どのように納付していたか分からないと述べている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 49 年 1 月まで

私は、第 2 子の誕生を機に昭和 41 年 6 月ごろ、当時住んでいた市の区役所で国民年金加入手続を行った。

国民年金保険料については、昭和 44 年に他市に転居したが、転居の前後を通じて、常に納付書により 2 か月ごとに郵便局や銀行で納付してきた。年金手帳が送られてきたのは 53 年ごろになってからであり、この際に領収書を処分してしまった。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 6 月ごろに国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料については、常に 2 か月ごとに納付書により納付してきたと主張しているが、申立人が加入手続を行ったとする市及び転居後の市のいずれにおいても、申立期間における保険料の納付周期は 3 か月ごとであったこと、及び申立期間においては保険料の納付に当たって国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式が採られていた期間が含まれていたことが確認でき、国民年金手帳の交付を受けない中で申立期間の保険料を納付できたとは考え難いことから、申立内容は不自然である。

また、申立人が加入手続をした市及び転居後の市のいずれにおいても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったものとするのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3441

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月ごろに、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。加入手続後の国民年金保険料については、父親が集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年*月ごろに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 8 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 1 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 1 月から 54 年 3 月まで

私が 20 歳のころに、母親が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、結婚前は母親が納付しており、昭和 52 年 10 月に結婚してからは、妻が私の国民年金保険料を自宅近くの郵便局か銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間①から③までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のころに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚前の国民年金保険料は申立人の母親が納付し、昭和 52 年 10 月に結婚してからは申立人の妻が納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界している上、申立人の妻は、保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は 3 回で合計 86 か月に及び、かつ、申立期間は 2 つの市にまたがっており、これだけの長期間に渡る事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、50年1月から51年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から51年12月まで

私は、昭和49年6月に入社した会社から、厚生年金保険に加入していないので国民年金に加入するように言われ、すぐに妻と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った。加入後、銀行で郵送されてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。

加入当初は、付加年金に加入していなかったが、遅くとも妻の付加年金の加入日より前には加入したはずなので、昭和50年1月ごろに付加年金に加入し、それ以降は付加保険料も納付していたと思う。また、同年3月には、妻と一緒に区役所へ行き、妻の国民年金と付加年金の加入手続を行った。

私は、同じ区役所で妻より先に国民年金に加入したにもかかわらず、私の国民年金手帳記号番号が妻の番号より後の番号にされていることに疑問を持っている。私は、昭和49年6月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされ、50年1月から51年12月までの保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和 49 年 6 月 1 日であることから、その日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この資格取得時期は加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることから、加入手続時期及び保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人は、付加年金に加入した時期をはっきり憶^{おぼ}えておらず、妻の付加年金の加入日からみて、それ以前の昭和 50 年 1 月ごろに付加年金に加入したと述べているが、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の付加年金の加入時期は、52 年 1 月となっていることが確認できる。

加えて、申立人が、昭和 49 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料、及び 50 年 1 月から 51 年 12 月までの付加保険料を含めた保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料及び付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 49 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、50 年 1 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料も、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3444 (事案 2146 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 41 年 9 月までの期間及び 43 年 2 月から 45 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 41 年 9 月まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年 12 月まで

私は、昭和 37 年 1 月に会社を退職した際、叔父から国民年金に加入するように言われたので、市役所で加入手続を行った。申立期間①当時、市役所で国民年金保険料を納付していたが、仕事があった時は、同居していた弟に頼んでいた。結婚後も、転居先の市役所で国民年金の手続を行い、申立期間②の保険料を納付していた。

申立期間②当初の保険料額は、申立期間①当時に比べると、2 倍の保険料額で、その後、保険料額がだんだん増えていったのを記憶している。

当初の判断後、申立期間①及び②に係る詳細な記憶がよみがえったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、未加入期間とされており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 3 月時点では、いずれも時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もなく、当時の申立人の夫も、この期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く期間について、国民年金の未加入及び未納期間であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①当時、自身で国民年金保険料を納付しに行けない時は、その弟に依頼していたことを思い出したこと、及び申立期間当時の保険料額の推移などについて主張しているが、申立人の

弟への聞き取り調査を行うことはできず、当時の状況を確認することができないこと等から、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3445

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 6 月まで

私の国民年金加入手続は、私が 20 歳になった昭和 39 年*月ごろ、私の母親が行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、母親が自分の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。母親からは、「将来役に立つからね。少しでも多くもらえるように保険料にいくらか足して納付してあるからね。」と結婚前に何度も聞かされており、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 39 年*月ごろ、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、加入手続等を行ってくれたとする申立人の母親は高齢で事情を聴取することができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳 2 冊のほかに、手帳を見たり、申立人の母親からもらったりしたことはないとしており、その 2 冊の手帳は、いずれも昭和 49 年 10 月以降に交付されたものであることが確認できることから、それ以前に申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3446

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私の国民年金の加入手続は、平成3年4月ごろ、父親が市役所で行ってくれた。国民年金保険料も父親が郵便局で納付してくれていた。

最初にもらったオレンジ色の手帳は、青色の新しい手帳が送られて来たので、捨ててしまった。

私の妹も20歳のころに国民年金に加入し、父親が納付してくれていた。その父親が妹の保険料のみを納付しているはずがなく、私の保険料も納付してくれていたはずである。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ、申立人の父親が市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7年3月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の父親は、三人の娘の国民年金保険料について、20歳から納付していたと述べているが、三女（申立人の末妹）は、20歳当時の保険料が未納とされ、次女（申立人の次妹）についても、20歳当時からの7か月分の保険料は、過年度納付により納付済みとされているものの、それ以後の保険料はすべて未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3447

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年10月まで

私は、国民年金制度が発足した時から国民年金に加入しなければならないと思っていた。加入手続のことはよく憶えていないが、店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した時から国民年金に加入しなければならないと思っていたものの、国民年金の加入手続のことはよく憶えておらず、年金手帳の交付を受けた記憶も無いとしているなど、国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳でも、同年12月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から54年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月から54年5月まで

私は、昭和41年ごろに国民健康保険の加入手続のために市役所へ行った際に、窓口の職員から国民年金にも加入するように言われたので、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を市役所の窓口で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろに夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月に、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その元妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3449

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 50 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 41 年ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、集金人である町内会の組長に現金で納付していた。当時同居していた義母や夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を機に市役所で国民年金の加入手続を行った後、主に申立人の義母が自宅に来ていた町内会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付について具体的な記憶がなく、その義母は、高齢のため当時の状況を確認することができないことから、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月に払い出されており、その時点では、申立期間のうち、41 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない期間であるとともに、申立人は申立期間から当該払出期間を通じて同一市内に居住し続けており、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時点でさかのぼって納付が可能な昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、過年度保険料となることから、集金人に保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、申立期間のほかにも未加入や保険料が未納となっている期間が散見される。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 3450

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 62 年 9 月まで

私が 20 歳になった時、私の母親が市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれた。私が大学生だったころは、母親が父親からお金をもらって国民年金保険料を納付してくれていたが、私が就職してからは、私が母親にお金を渡すようになった。いつも母親が保険料を納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 55 年*月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63 年 12 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を納付し始めた時、自身は既に国民年金の第 3 号被保険者になっていたため、自身の保険料は納付せずに、申立人の保険料のみ納付していたと述べているところ、記録上、その母親は、申立期間当時、大半の期間の保険料が納付済みで、母親が 3 号被保険者になった後の昭和 62 年 10 月から、申立人の保険料が納付済みとされており、母親の証言と納付記録が一致していることから、その母親は、申立人については同年 10 月からの保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、

申立人の保険料の納付記録によると、現に国民年金手帳記号番号が払い出された時期に、当該年度の保険料を納付した後、平成元年 11 月にその時点で納付可能な昭和 62 年 10 月までさかのぼり過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 58 年 6 月まで

私は、当初、国民年金に加入せずに公務員を目指していたが、選考で不利になると考え、昭和 58 年 7 月ごろに私の妻が加入手続を行ってくれた。私は、市役所の職員が、4 年か 5 年さかのぼって保険料を納付することができるかと話していたのを記憶しており、同年 7 月ごろ、妻が私の保険料をさかのぼり一括して納付してくれた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 7 月ごろ、申立人の妻が、さかのぼり一括して申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時期は、特例納付の実施時期ではない上、その時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、いつまでさかのぼって納付したかはっきり憶えていないとしており、保険料を一括して納付した期間が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における資格取得時期から、申立人は昭和 60 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の妻が加入手続を行ったとする時期とは合致しない上、その時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2426

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 2 月 1 日まで
昭和 44 年 5 月に A 社を設立し、以後ずっと代表取締役であったが、ほかにも経営する会社があったので、同社での役員報酬はずっと 26 万円にしていた。しかし、平成 13 年 5 月から 14 年 1 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。この期間も役員報酬の金額を下げた記憶は無いので、当時の役員報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 2 月 1 日）の後の平成 14 年 2 月 13 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A 社の代表取締役であったことが確認できる。

また、不納欠損決議書により、申立期間当時、A 社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、申立人は「社会保険事務所（当時）から連絡があり、赴いた。職員から、会社を適用事業所でなくすように勧められ、厚生年金保険の全喪届に代表者印を押した。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 37 年まで

昭和 36 年から 37 年までの期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において勤務していたと主張している A 社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっておらず、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できないことから、申立人が勤務したとする事業所を特定することができず、事業主からの証言を得ることができない。

また、類似する事業所名を調査した結果、B 社という事業所が確認できたが、所在地が申立人の記憶している市ではなく、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無い上、申立期間に係る整理番号に欠番は見られない。

さらに、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年7月から18年10月までの期間、18年11月から20年8月までの期間及び平成7年3月18日から同年12月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月31日から29年10月25日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年7月から18年10月まで
② 昭和18年11月から20年8月まで
③ 昭和23年10月31日から29年10月25日まで
④ 平成7年3月18日から同年12月31日まで

申立期間①は、社会保険事務所（当時）の期間照会回答書では、女子の厚生年金保険の適用開始は昭和19年10月からのため記録は無いとのことだが、私はこの間、A学校（現在は、G学校）から勤労働員学徒としてB社に勤務しており、健康保険証ももらい、眼科医にかかった記憶がある。

申立期間②は、申立期間①の後、敗戦まで勤労働員学徒としてCの海軍軍需部で働いていたことは間違いない。敗戦になり、軍は無くなったので、厚生年金保険適用事業所名簿には無いと思うが、ここで勤務していたのは確かである。

申立期間③は、D事業所を退職する時、同事業所の経理の担当者から、脱退手当金の手続をしてあげようかと言われたが、この後、E市に出て仕事をするつもりだったので、その手続は断った記憶があり、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できない。

申立期間④は、平成8年1月までF事業所に在職し、給料を受け取っていたが、7年3月18日から同年12月31日までの記録が無い。社会

保険事務所からは、同事業所を同年2月までで辞めていると言われたが、私は平成7年分の源泉徴収票を持っているので、それで確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A学校在学中に、B社へ勤労働員学徒として勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てているが、申立期間当時施行されていた労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用範囲は、筋肉労働者の男子工員のみであり、女子が適用になったのは、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が施行された昭和19年6月1日以降のため、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者になることはできない期間であった。

また、申立人が勤労働員学徒としてB社で勤務していたとして挙げるA学校の複数の同級生は、いずれも申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が無く、連絡先が不明のため、当時の状況を聴取することができない。

申立期間②について、申立人は、申立期間①のB社に引き続き、Cの海軍軍需部で勤労働員学徒として勤務していたとしており、このことは、申立人の同級生の証言及びA学校から提出のあった「G70年の歩み」の記載内容と合致することから、申立人は、申立期間②において海軍軍需部で勤労働員学徒として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和18年11月から19年6月1日までの期間については、厚生年金保険法施行前の期間であり女子は被保険者となることができない期間であり、同6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間として保険料の徴収は行われていない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和19年10月1日から20年8月までの期間については、申立人は勤労働員学徒として勤務していたと述べているところ、学徒の勤労働員が通年化された後の19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

さらに、申立人が勤労働員学徒として共にCの海軍軍需部で勤務していたとするA学校の同級生は、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いとしており、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録も無い。

申立期間④については、申立人は、雇用保険の被保険者記録により、平成4年4月6日から8年1月31日まで被保険者であったことが確認

できることから、申立人が申立期間④にF事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、平成7年3月18日に65歳になったことにより、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、これは厚生年金保険法第14条5号に規定される喪失事由に基づくものである。

また、申立人は、平成7年3月18日以降、厚生年金保険の任意継続被保険者として加入した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人が提出した平成7年分の源泉徴収票の社会保険料控除額は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの2か月分の厚生年金保険料及び同年7月21日に健康保険被保険者資格を喪失するまでの6か月分の健康保険料の合計額とほぼ一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は、脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄には、「脱退手当金 支給金額1万5,730円 支給開始昭和30年3月24日」の記述があり、オンライン記録と一致している上、申立期間に係る被保険者資格喪失日から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後19ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和29年10月の前後に資格を喪失した者21名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金は、その支給日前の全被保険者期間を対象として支給すべきものとされており、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないとしても、その後の2回の脱退手当金の支給において、申

立期間の脱退手当金の支給を見過ごすとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行ったところ、Aで溶接工として勤務していた期間のうち、昭和 43 年 7 月 1 日から同年 7 月 25 日までの 1 か月だけが B 社において厚生年金保険に加入した記録になっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。6 か月から 8 か月間は勤務していたはずであるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はAにおける仕事内容、事業主、同僚等を詳細に記憶しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がAの事業主と記憶している者は、「Aは仕事仲間で作ったグループであり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険の加入は、仕事の技術、勤務期間等を考慮した上で、私が、元請けであるB社に頼み厚生年金保険に加入させてもらっていた。」旨を供述している。

また、Aに勤務していた同僚1名は、Aで勤務していた期間のすべてがB社における被保険者期間となっているわけではない旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 26 日から平成 6 年 7 月まで
私は申立期間、A社に鉄筋工として勤務していた。多くの同僚の名前も覚えているし、7年間ぐらい同社に勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社において昭和 62 年 5 月 26 日から 63 年 3 月 30 日までの期間に雇用保険に加入していることが確認できる。

また、同僚は、「申立人は、申立期間にA社に勤務していた。」と述べている。

これらのことから、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち昭和 62 年 5 月 26 日から平成元年4月1日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる上、同僚及び現場監督は、「私は平成元年4月1日以前については、国民年金に加入しており、同社からは厚生年金保険料は控除されていない。」と供述しているところ、事業主が提出した申立人の昭和 62 年 12 月分から 63 年 2 月分までの出勤簿兼賃金計算簿には、厚生年金保険の保険料控除の記載が無い。

また、現場監督は、「申立人は正社員ではなかった。給料が日払いの日雇いであった。厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立人は、雇用保険の記録がある期間は、当社の

社員としての雇用契約であったと思うが、それ以降は、当社と請負契約をして仕事をしていたと思う。また、当時の当社の従業員は、60名から70名ぐらいであった。」と供述しているところ、オンライン記録では、A社の平成元年4月1日の新規適用時点での被保険者は15名であることが確認できる上、申立人が記憶している同僚2名の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から5年4月30日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間についての記録が無い旨の回答を得た。

A社の採用時に社長と面接をした際、国民健康保険に加入していることを伝えたと、厚生年金保険だけでも入ることができるとの説明を受け、年金手帳を手渡したので、当然加入手続がなされ、保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「厚生年金保険及び健康保険の加入は、本人の希望によっていたが、どちらか一方の加入はさせていない。雇用保険のみ加入という従業員はいた。」旨を供述しており、複数の同僚は、「社長からは、正社員でも本人の希望に沿って社会保険の加入の手続をしているという話を聞いたことがある。」、「私は、なかなか社会保険に入れてもらえなかったので、社長に直談判したところ、しぶしぶ加入手続をしてくれた。」などの供述をしている。

また、申立人がA社に同期入社したとしている同僚の記録は、オンライン記録では確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む平成元年6月30日から21年4月26日までの期間において、国民健康保険に加入していることが行政機関

の回答から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 30 日から 58 年 5 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 2 月 1 日から平成 4 年末まで A 社に勤務していた。
この間は継続して勤務しており、途中で退職することはなかったため、
厚生年金保険の被保険者記録に欠落があるのはおかしい。
申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 5 月から 58 年 4 月 20 日ごろまでについては、A 社グループの海外現地法人に赴任しており、給料もこの現地法人から支給されていたと説明しており、申立人が提出する運転免許書に許可期間が 1980 年（昭和 55 年）7 月 15 日から 1984 年（昭和 59 年）9 月 23 日までの期間である記載が確認できる。

また、当時、A 社から海外赴任していた期間の厚生年金保険の記録が無い複数の同僚は、「同社では、赴任期間は、現地の公的年金に加入する取扱いであった。」、「赴任する際は、一旦、同社を退職する取扱いであり、現地の社会保険に加入した。」、「赴任する際に日本の社会保険から脱退することの覚え書きを同社に提出した。」と説明している。

さらに、オンライン記録では、申立人は、A 社で昭和 57 年 9 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、その後、同社での被保険者資格を 58 年 5 月 1 日に再取得していることが確認できるところ、申立人の同社での雇用保険の被保険者記録においても、57 年 9 月 29 日に一度離職して、再び 58 年 5 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

加えて、A 社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の海外赴任に当たっての厚生年金保険の適用の取扱い及び給与からの厚生年金保険料

の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月31日から58年4月まで
② 昭和59年3月23日から60年12月まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）C支社には昭和55年から58年まで約3年間は勤務したのに、同社での厚生年金保険の加入記録が55年12月1日から56年1月31日までの1か月間ということはありません。

申立期間②について、D社（現在は、E社）には昭和59年から60年までの2年間は勤務したのに、同社での厚生年金保険の加入記録が59年1月4日から同年3月23日までの2か月間ということはありません。

私は、会社を1か月や2か月で辞めたことはないので、申立期間の厚生年金保険被保険者期間を調査して申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和58年4月までA社C支社に勤務していたと主張している。

しかし、複数の同僚に聴取しても、申立人が申立期間まで勤務していたことを裏付ける供述を得ることができなかった。

また、B社の保管する営業員名簿における申立人の退職日は昭和56年1月30日と記録されていることが確認でき、雇用保険の記録における離職日と同日である上、厚生年金保険の資格喪失日は、昭和56年1月31日となっており、これらの記録は合致している。

さらに、B社に照会したところ、関係書類は無いとしており、当該期間の保険料控除について確認することはできない上、申立人は、当該期間の

保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和 60 年 12 月まで D 社の受付けとして勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の加入記録は、昭和 59 年 1 月 4 日に加入し、同年 3 月 22 日に離職となっている。

また、E 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では、申立人の資格取得日は昭和 59 年 1 月 4 日、「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の資格喪失日は同年 3 月 23 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人の供述及び複数の同僚の供述から、D 社の受付けは 2 名体制であったことがわかるところ、複数の同僚は、当該期間には申立人ではない 2 名が同社の受付であったと述べている。

加えて、複数の同僚に照会したものの、当該期間における申立人の勤務実態についての供述を得られない上、申立人は、当該期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月ごろから24年1月1日まで
社会保険事務所(当時)から、昭和24年1月1日から同年5月20日までのA社B支店における記録が見つかったと連絡を受けた。
しかし、私が最初に就職したのは、A社本社であり、1年半ぐらい勤務した後に、同社B支店に勤務した。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び申立人がA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員を記憶していることから、申立人が同社本社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社本社は昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、22年6月ごろから23年11月1日までの期間については、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和23年11月1日に資格を取得している者に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

さらに、上記の被保険者名簿から照会した複数の従業員及びA社本社から同社B支店に異動した従業員からは、申立人についての証言を得ることはできなかった。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も連絡先が不明であり、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を確認できず、申立人も当時の給与明細書等を保持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年ごろから 50 年ごろまで

私は、昭和 46 年ごろに、社会保険に加入し学校へ通学する条件でA社に入社したので、給与から社会保険料が引かれていたと思う。同社での同僚が厚生年金保険に加入しているのに、私だけが加入していないのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、同僚及び申立人の勤務に係る記憶から認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のほとんどは適用事業所ではない。

また、同僚は、「A社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、昭和 49 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった。私は、同日前は国民年金に加入し、保険料を納付した。」と供述しており、オンライン記録において、その同僚は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「A社は、昭和 49 年にはB市に移転しているが、申立人が同市移転後も同社に勤務していたかは覚えていない。」と述べている。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月ごろから 38 年 6 月ごろまで
私は、昭和 36 年 11 月ごろ A 社に入社し、同社の寮に住み込んで働いた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の供述から申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 63 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、A 社の同僚の姓名を記憶していたが、当該同僚の連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び社会保険料控除について証言を得ることができない。

さらに、A 社の元事業主に照会を行ったところ、当時の資料が無いため調査ができないとの回答であり、申立人の保険料控除について確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年5月1日から同年10月1日までの期間及び34年1月14日から37年2月11日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月11日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和34年1月14日から37年2月11日まで
③ 昭和37年2月11日から同年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者期間について、オンライン記録では、A社に勤務した昭和33年5月から同年9月まで及び昭和34年1月から37年1月までの申立期間は、脱退手当金が支給済みとなっており、37年2月から同年8月までの期間は被保険者としての記録が無い。しかし、私は、保険料控除の事実が確認できる在職中の給与明細書等は持っていないが、申立期間①、②及び③は同社に勤務していたし、脱退手当金については、会社を退職する際に社会保険の担当者から、年齢が若く再就職の可能性のあるから、脱退手当金をもらうより厚生年金の手続をした方が良いとの説明を受け、被保険者証を返却してもらったので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、「会社を退職する際に社会保険の担当者から、年齢が若く再就職の可能性のあるから、脱退手当金をもらうより厚生年金の手続をした方が良いとの説明を受け、被保険者証を返却してもらったし、脱退手当金を受給した記憶が無い。」と述べているところ、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和37年2月11日の前後3年以内に資格を喪失している者23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人については、資格喪失後のほぼ6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、同社が保管している申立人の被保険者整理名簿にも脱退手当金の支給を意味する「脱退金」の表示があることが確認できる。

また、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月23日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、昭和37年8月までA社に勤務していたと主張しているが、同社が保管している被保険者整理名簿には、申立人の資格喪失日は37年2月11日と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載と合致している。

また、申立人が当該期間と一緒に勤務していた所長及び社会保険担当者は既に亡くなっており、そのほかの同僚からも申立人の当該期間における勤務実態や保険料控除に係る供述を得ることができない上、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 15 日から 37 年 1 月 14 日まで
私は、昭和 34 年 5 月 15 日から 37 年 1 月 14 日までA社に勤務した。勤務期間中に成績優秀者として表彰されたこともあり、申立期間は同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する表彰状の記載事項及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 39 年 11 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶する同僚 4 名は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は確認できない上、昭和 39 年 11 月 1 日に資格を取得した同僚 5 名のうち連絡の取れた 3 名から聴取したところ、「申立期間当時には、A社は適用事業所になっていなかったと思う。」「申立人と一緒に勤務していたが、申立期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、私の同社に係る厚生年金保険の記録は、昭和 39 年 11 月 1 日からとなっている。」との供述が得られた。

さらに、事業主に照会を行ったところ、「当時の資料を保管していない。」との回答であり、申立人の保険料控除に係る関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年ごろから 22 年ごろまで
② 昭和 23 年ごろから 27 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 21 年ごろから 22 年ごろまで、駐留軍の A 事務所に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、昭和 23 年 1 月から実務を開始した B 社に申立期間において継続して勤務していた。劇毒物も扱う会社であったので、27 年になるまで、厚生年金保険や健康保険に加入していなかったとは考えられない。調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の供述から申立期間当時、駐留軍施設に勤務していたことがうかがえる。

しかし、駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和 23 年から 24 年にかけて、各施設の所在地の都道府県知事が「渉外労務管理事務所」を設立し、国からの機関委任事務として事務手続を行ったとされているが、C 渉外労務管理事務所が設立されたのは 23 年 9 月であった上、同渉外労務管理事務所が実際に厚生年金保険の適用事業所になったのは、24 年 4 月 1 日である。

また、C 渉外労務管理事務所の業務を引き継いでいる D 防衛事務所は、「申立人の申立期間については、駐留軍労働者に対する厚生年金保険の適用がなかった。」としている上、E 健康保険組合も「当健保組合の設立は昭和 24 年 4 月 1 日であるため、申立期間を証明することはできない。」としている。

申立期間②については、B社が保管する「基金資料」、「健保資料」及び「中小企業退職金共済制度資料」により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、新規適用日として「昭和 27 年 1 月 8 日」と記載されており、申立人の申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、前述の「基金資料」、「健保資料」及び「中小企業退職金共済制度資料」によると、申立人及び昭和 23 年 5 月 1 日にB社に入社したことが確認できる同僚 1 名に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は 27 年 1 月 8 日とされている。

さらに、申立人は、「B社が設立されたころ、同社にいたのは、私を含め従業員 2 名及び代表取締役 1 名の計 3 名であった。」としている上、同社の新規適用日である昭和 27 年 1 月 8 日に当該 3 名及び他の 2 名の合計 5 名が被保険者資格を取得していることが同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、B社は申立期間②においては当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の「基金資料」等により、申立期間当時B社に在籍していたことが確認できる従業員 1 名に、当該期間における厚生年金保険料の控除について照会したが、証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。